

第 2 2 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 4 月 1 2 日 (水) 午後 1 時 4 5 分から午後 3 時 1 7 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁 (3 階)

3. 出席した農業委員 (1 2 人)

会	長	1 4 番	前 川 正 人						
委	員	1 番	丹 野 義 基	2 番	佐 畑 幸 一				
		3 番	伊 東 登	5 番	唯 野 哲 夫				
		6 番	坂 本 雄 司	7 番	後 藤 義 昭				
		8 番	三 國 実 加	9 番	小 島 良 金				
		1 0 番	佐 藤 雄 一	1 1 番	武 島 竜 太				
		1 2 番	中和田 吉 彦	1 3 番	目 黒 正 一				

4. 欠席した農業委員 (0 人)

5. 遅参した農業委員 (0 人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	陶 裕 人
事務局農地係長	橋 本 庸 介
事務局主査	大河原 康 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 人事の発令について

(2) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 令和5年度第1号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和5年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について

議案第8号 令和5年度最適化活動の目標設定等について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第22回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律
第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに
第22回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。
お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。3月13日、月
曜日、第21回総会終了後に農業振興委員会を開催、本日の総会に
議案に上程しておりますが、令和5年度相馬市農業委員会活動計
画書（案）、及び令和5年度最適化活動の目標の設定等についての
協議を行っております。3月22日水曜日、新沼地区で農地の転用
事実に関する調査を実施しております。3月28日火曜日、本日の
総会に係る議案書を郵送させていただいております。3月31日
金曜日、3月31日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付式
を行っております。4月3日月曜日、4月1日付け事務局職員の人
事異動に伴う辞令交付式を行っております。4月5日、水曜日、本
日の総会に向けて、現地調査を実施しております。報告は、以上で
ございます。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番坂本雄
司委員、7番後藤義昭委員、ご兩名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、
本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号専決処分についてご説明いたします。(1)人事の発令について、3月31日付け出向関係について、相馬市に出向を命ずる、事務局次長兼農業振興係長渡部 賢治。次に、4月1日付け異動関係について、会計課長補佐兼審査係長陶 裕人、相馬市農業委員会職員に任命する。事務局次長兼農業振興係長を命ずる。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定によって、職員は農業委員会が任免することとなっております。すなわち、本来ですと農業委員会の議決によって任免される訳であります。しかしながら、人事発令は総会前に行われておりますので、専決処分によって決定したところであります。なお、渡部次長におかれましては、4月1日付けで、保健福祉部こども家庭課長補佐兼こども家庭相談係長として、その任務に就いております。報告第1号(1)人事の発令につきましては、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「異議なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。

議 長 ここで、異動のあった職員よりごあいさつをお願いします。

次 長 令和5年4月1日から、農業委員会事務局次長兼農業振興係長を拝命いたしました陶裕人と申します。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に(2)農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号(2)農地の転用の事実に関する照会について、ご説明申し上げます。福島地方法務局相馬支局登記官から、「農

地の転用事実について」照会があったものです。回答については、農林水産省通知に基づき、法務局登記官から照会のあった日から、2週間以内に回答する必要がある、専決事項として取り扱わせていただきました。1番案件ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は議案書記載のとおりであります。令和5年3月22日に12番委員と地区担当の推進委員と事務局で現地調査を行いました。申請地は、昭和49年1月11日に農地法第4条に基づく許可を受けた土地であり、転用目的のとおり土地の現況が「非農地」であることを確認し、令和5年3月24日に土地の現況を「非農地」と回答したところであります。説明は以上です

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については事務局報告のとおり承認されました。

議長 次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。
(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号 報告事項について、報告事項について事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は6件の報告を受理いたしました。番号1番から6番について、去る4月5日、1番委員、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員とともに現地調査を実施しました。そのうち、番号4番から6番については、本総会の議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請に伴う工事完了報告の内容となっており、現地調査の結果、いずれも計画通りに工事が完了していることを確認いたしました。

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は7件の届出を受理いたしました。今回の届出について

は、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はございませんでした。

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は10件の通知がございました。いずれも解約の理由が耕作者変更となっております。本総会議案第6号令和5年度第1号農用地利用集積計画についてのうち、該当する番号が、議案27Pから3番、5番、6番、7番、10番、12番、13番、16番に、合意解約後の農地が、新たな耕作者へ利用権設定されるものです。新たに利用権設定が行われる耕作者については、昨年度から玉野地区において、相対契約により、ウイスキーの原料となるトウモロコシを試験的に栽培している法人となっており、今回の総会で正式に利用権設定を行うものです。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については事務局報告のとおり承認されました。

議 長 次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から2番について、担当委員挙手願います。1番丹野義基委員お願いします。

1 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件と2番案件について、ご報告します。

最初に1番案件について報告いたします。去る4月1日に地区担当の推進委員と共に、申請人の自宅を訪問し現地において聞き取り調査を行ってきました。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。また、4月5日、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転売買になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よっ

て許可基準第1号並びに第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次の許可基準第5号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可基準第1号から、第6号まですべて要件を満たしているため、許可相当であると判断いたしました。

続いて2番案件について報告いたします。去る4月1日に地区担当の推進委員と共に、申請人の自宅を訪問し現地において聞き取り調査を行ってきました。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。去る4月5日、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転売買になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号並びに第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次の許可基準第5号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可基準第1号から第6号まですべての要件を満たしているため、許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 次に番号3番について担当委員挙手願います。13番目黒正一委員願います。

13番 3番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地等につ

いては、議案書記載のとおりでございます。去る4月2日に地区担当の推進委員と共に、譲受人の自宅を訪問し聞き取り調査を行ってきました。また4月5日、1番、2番、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、調査結果を代表して報告いたします。

権利の設定内容は所有権の移転売買が4筆、贈与1筆となります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって許可相当であると判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。お手元に資料をお配りしてありますが、右上に議案第1号 補足資料1と書かれた資料をご覧くださいと思います。農地法の一部改正に伴い、令和5年4月1日より下限面積が廃止されたため、許可要件の番号が繰り上げになるものです。具体的には、第1号から第4号までに変更はありませんが、第5号の下限面積が廃止となり、第6号であった転貸質入の禁止が第5号に繰り上げられ、第7号であった地域調和要件が第6号へと繰り上がるものです。また、それに伴い、議案書の様式についても番号の繰り上げ変更がなされておりましたので併せてご確認をいただければと思います。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

(「なし」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、農家住宅拡張用地にするものであり、工事期間は、許可の日から11カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員願います。

2 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告します。去る4月5日、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、結果を代表して報告いたします。

申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。

す。許可基準第1号の立地基準について、申請地は既存施設拡張事業で、第1種農地のため立地基準を満たしているため、妥当と判断しました。したがって許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号についてであります。議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

(「なし」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(永年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利は、抵当権がございますが、

令和5年3月24日付けで抵当権は抹消されております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、社員用駐車場拡張用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定（10年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③併用地の有無については、平成31年2月12日付けで農地法第5条申請の許可になりました農地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

3番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、太陽光発電パネル設置用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

4番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、建築業用プレハブ置場を整備するものであります。工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。なお、この転用地は昭和49年6月19日付け相農政第695号で転用目的が自己住宅建築用地で農地法第5条の許可がおりていましたが、今般、転用目的が変更し、さらに許可を受けた者（譲渡人の父）が平成8年4月1日に死亡しており、相続人に許可の効力が承継されないため、あらためて農地法第5条申請をしております。

5番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、駐車場用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政

庁の免許、許可等の処分については、備考欄に道路法第24条申請済と記載されておりますが、令和5年4月3日付けで承認されております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から2番について、担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員願います。

2 番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件と2番案件についてご報告します。

最初に1番案件について去る4月5日、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、結果を代表して報告いたします。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は集落接続事業で、第一種農地のため立地基準を満たしており、妥当と判断しました。したがって許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当であると判断いたしました。

次に2番案件について報告します。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。

去る4月5日、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、結果を代表して報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は第1種住居地域の中にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準を満たしており、妥当と判断しました。したがって許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 つづいて、番号3番から5番について、担当委員挙手願います。

1 番丹野義基委員をお願いします。

1 番

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件から5番案件までをご報告します。

去る4月5日、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行ってきましたので、結果を報告いたします。

最初に3番案件について申請人の住所、氏名そして申請地の所在や転用後の用途などは議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲が50m以内の間隔で概ね50戸の家屋等がありますので、第3種農地の「市街地内農地」の要件に該当し、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は議案書記載のとおりの方策であり、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断しました。

続いて4番案件について報告いたします。申請人の住所、氏名そして申請地の所在や転用後の用途などは議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の「集落接続事業」に該当する転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しません。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は議案書記載のとおりの方策であり、周辺農地への営農条件への支障・影響を及ぼした場合は転用事業者が責任をもって対処するとのいう事で周辺農地への影響はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」の回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断しました。最後に5番案件について報告いたします。申請人の住所、氏名そして申請地の所在や転用後の用途などは議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は山林が併設するなど、概ね10ha未満の小規模な農地であるその他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。次に許可基準第2号は、代替地の検討が困難であり、他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から、立地

基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」の回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

(「なし」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号許可の条件を履行したことに証明申請についてを議題といたします。番号1番から3番について、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員をお願いします。

3 番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、1番、2番、3番を報告します。

去る4月5日、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を実施いたしましたので、結果を代表してご報告いたします。初めに、番号1番について、申請地の現況は、転用許可条件どおり、接骨院の建築用地にされておりました。したがって、申請地の現況は宅地であり、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。続いて、番号2番について、申請地の現況は、

転用許可条件どおり、住宅用地にされておりました。したがって、申請地の現況は宅地であり、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。最後に、番号3番について、申請地の現況は、転用許可条件どおり、建売住宅分譲用地にされておりました。したがって、申請地の現況は宅地であり、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 事務局より補足説明求めます。

事務局 ございません

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に議案第5号現況確認証明申請についてを議題といたします。番号1番から2番について、調査担当委員から報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員願います。

3 番 議案第5号現況確認証明申請番号1番から2番について、去る4月5日に、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局と共に、現地調査を行いましたので、調査を代表して報告いたします。

番号1番については、いずれも申請地目のとおり、「原野」として判断をしました。続いて、番号2番については、申請地目のとおり、「山林」として判断をしました。報告は以上です。

議 長 事務局より補足説明求めます。

事務局 特にございません

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議がなしと認めます。よって議案第5号現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第6号令和5年度第1号農用地利用集積計画について議題といたします。議案第6号番号1番から18番までのについて、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和5年度第1号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでございます。いずれも新規の利用権設定になり

ます。番号1番から16番までについては、昨年度から玉野地区において、相対契約により、ウイスキーの原料となるトウモロコシを試験的に栽培している法人でございます。今般、農地中間管理機構を通して、正式に利用権を設定するもので、新規参入に該当いたします。17番につきましても、農地中間管理機構を通した利用権設定、18番については、農業委員会を通した利用権設定となります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、要件を満たしております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、令和5年度第1号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

議 長 次に議案第7号令和5年度相馬市農業委員会活動計画(案)について、及び議案第8号令和5年度最適化活動の目標の設定等については関連がありますので、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

委員長

議案第7号、第8号につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

去る3月13日、総会終了後に農業振興委員会を開催し、協議をいたしました。協議内容等について、ご説明いたします。議案第7号令和5年度相馬市農業委員会活動計画書(案)については、事務局より、委員の任期も3年目を迎える年となり、前年度と大幅な変更はないものの、農業経営基盤強化促進法の改正により、市は地域計画(人・農地プラン)の策定が義務付けられ、農業委員会においても、農地の所有者や耕作者の意向把握による目標地図の素案作成や、地域計画策定への協力など、重要な役割を担うことから、目標に盛り込んだとの説明がありました。

また、農地利用最適化の推進について、各委員の最適化活動についても、活動記録簿の詳細な記載により、農業委員会活動の一層の可視化が求められております。そのような中で、引き続き農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり、連携した取り組みを行っていくことが必要であることから、計画に反映した形で、案を作成した、との説明があり、協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。次に、議案第8号、令和5年度最適化活動の目標の設定等については、事務局より、農地集積については、県が示している令和11年度までに77%とする目標に統一するほか、1人当たりの委員の活動日数の目標や、活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加目標を設定する必要がある、令和4年度の活動状況を鑑み、目標を設定したとの説明がありました。国や県が求めている、具体的な数値目標について、達成が容易ではない項目もありますが、議案第7号の令和5年度相馬市農業委員会活動計画書(案)とも整合性が図られており、協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。なお、詳細については、事務局より補足説明をお願いします。以上ご報告いたします。

議長

続いて事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局

議案第7号から第8号までの補足説明をさせていただきます。令和5年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について、ご説明いたします。議案書40ページになります。基本方針については、本市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害等に加え、米価の低迷や燃料費・

資材費の高騰等、厳しい状況にある。このような中、農業委員会では、本市農業の振興・発展のため、関係機関・団体と連携を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員一人一人が、農業者の代表としての自覚と責任を持って「担い手への農地集積・集約」、「耕作放棄地の解消と優良農地の確保」、「認定農業者や農業法人、新規参入の推進による担い手の確保・育成」等、農地利用最適化活動を積極的に展開する。1. 目標につきましては、議案書記載のとおり8項目掲げさせていただいております。(1) 認定農業者及び地域における担い手への農地の利用集積・集約(2) 耕作放棄地の発生防止・解消対策(3) 新規就農希望者に対する相談、支援(4) 集落営農と農業法人化の積極的な推進(5) 目標地図の素案作成と地域計画(人・農地プラン)策定への協力(6) 農地転用違反の防止(7) 農政等関連情報の発信(8) 農業者年金の加入推進と全国農業新聞の普及拡大。目標の中で(5)「目標地図の素案作成と地域計画策定への協力」を新たな項目として追加してございます。

2. 行動計画につきましては、(1) 戸別活動①新たな担い手の掘り起こしや、法定化された地域計画(人・農地プラン)策定における目標地図の素案作成、農地あっせん等の利用調整による担い手への農地の集積・集約化、集落営農組織の育成や法人化の推進、農業者年金加入推進等のため、担当区域内の農業者への声掛けや農家宅への訪問を行い、所有者や耕作者の意向を把握するとともに、農地情報の収集に努める。②耕作放棄地の発生防止・解消や、違反転用の防止等、農地の適正利用のため、農地パトロールによる地区内における農地の見回り活動を実施する。(2) 全体活動 戸別訪問活動と併せ農業委員会全体として、次の活動に取り組む。①農地中間管理機構の積極的な活用を図り、農地の集積を進める。②耕作放棄地の発生防止・解消のため、農地利用状況調査の実施及び所有者への意向把握③新規就農希望者に対する相談や助言指導による、新規参入の推進④集落における担い手の確保・育成による集落営農・法人化の推進⑤目標地図素案作成のための、農地及び耕作者への営農に対する意向把握と地区座談会の開催⑥農地転用違反の防止のため、農地転用に係る制度の周知⑦農業委員会だより発行による農政関連情報の発信⑧「加入推進強化月間」の設定による農業者年金加入並びに全国農業新聞普及活動の強化。

3. 実施にあたっての意志統一農業委員及び農地利用最適化推進委員は、戸別訪問時等における農家からの相談事案に迅速に對

応するとともに、正確な農政情報の周知に資するため、定期的開催される研修会等を通じて、委員全員が共通認識を持ち、意志の統一を図るものとする。特に、農地法及び農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法、さらには農地中間管理機構事業について理解を深めるとともに、全国農業新聞等に掲載されている農政関連情報を把握しておくものとする。

4. 活動の記録(1) 活動記録簿の取扱い①農業委員及び農地利用最適化推進委員は、活動記録簿にその内容を詳しく記録し、事務局に提出するとともに、問題案件や課題について共通認識を深め、対応策を協議・検討する。②事務局は、活動記録簿における農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動を取りまとめ、必要に応じて、委員に対して情報提供・情報共有を図るとともに、農地利用最適化活動の実績書として保存する。5. 意見書の提出戸別訪問活動及び全体活動等で集約した農業者や地域の意見・要望等を取りまとめ、市に対し、農地等利用最適化推進施策について、意見書を提出する。意見書の提出につきましては例年どおりの秋頃を予定しています。議案第7号についての説明は、以上です。

続きまして、議案第8号 につきましては令和5年度最適化活動の目標設定等について、数値等を掲載させていただいております。ご説明いたします。議案書42ページからになります。「Ⅰ農業委員会の状況」につきましては、令和5年4月1日現在の農業委員会体制及び農家数や農地面積に、農林業センサス等による直近の数値を記載しております。ご確認いただきたいと思います。次のページ、「Ⅱ. 最適化活動の目標」「1. 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」の目標については、県が示している浜通り地区の集積目標が、令和11年度末までに77%とされており、その集積率を記載しております。現在の集積率と比較しますと、容易でない数字となっておりますが、段階的に少しでも目標に近づけるため、今年度の集積面積を50ha増の1,471haと設定しております。

(2) 遊休農地の解消につきましては、①現状及び課題として遊休農地面積58.1haその内訳緑区分44.9ha黄区分13.2haとなっております。課題としては農地パトロールや所得者への指導を実施しているものの、担い手不足、高齢化、不在地主の増加により、解消面積を上回る新たな遊休農地が発生している状況となっている状態です。②目標として、令和3年度における緑区分の面積23.0haの、5分の1にあたる、4.6haと、それにプ

ラスして、前年度に発生した緑区分の遊休農地、11.3haとなり併せて15.9haを解消する目標設定となっております。また、黄区分遊休農地39.7haはほ場整備に近接している黄区分については、積極的に解消に向けた活動を実施し、周辺の状況から、農地に復元しても再び荒廃化する可能性の高い農地については、非農地化を進めます。

(3) 新規参入の促進につきましては、これまでは新規参入件数や新規参入面積での目標設定でありましたが、昨年から内容が変更になりまして、一定の面積、(過去3年間の農地の権利移動面積の平均の1割)を新規参入者への貸付農地として公表するように、という内容となっております、16.8haと設定しております。

続きまして、2. 最適化活動の活動目標についてですが、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、委員1人当たりの活動日数、昨年は月10日で設定しておりましたが、令和4年度実績の見込みが約6日ということでしたが、令和4年度推進委員の上位4名の活動実績日数が平均約8日であったため8日と設定いたしました。(2) 活動強化月間の設定目標については、前年同様、年3回の設定とし、取組項目は令和5年8月遊休農地の解消、同年12月農地の集積・集約、令和6年1月新規参入の促進となっております。年間を通して活動強化を実施してまいります、特に活動強化月間においては活動強化を促進してまいります。(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、参加者数1名以上、県内で開催予定の農業人フェアに1回の参加として設定しております。以上が説明になりますが、こちらの目標設定につきましては、各農業委員会が、自由に設定できるという訳ではなく、ある程度、国の方針や県の目標値に沿った形となっております。ご理解いただきたいと思っております。説明は、以上となります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 よって、議案第7号令和5年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について及び議案第8号令和5年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第22回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 6番 坂本 雄司

議事録署名委員 7番 後藤 義昭